

## 第1章 計画の策定について

### 1 計画策定の目的

国は、平成30年度の介護保険制度の改正に向けて、地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律を公布し、順次施行します。

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組みです。

今後、高齢化が進展していく中において、特に、団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も増加することが想定され、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となってきます。

本計画に基づき、とりわけ、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携を推進し、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを推進します。

また、計画については、PDCAサイクルに基づく必要な見直しを行い、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みである「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していきます。

本市では、第6期までの計画において、施設・居住系サービスの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）をより重点的に整備するとともに、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護などの整備を行い、高齢者が住み慣れた地域で、快適な生活が営めるよう、総合的な施策展開を図ってきました。

これまでの成果や課題、それに国の動向を踏まえ、本市の地域包括ケアシステムのさらなる構築を目指すため、燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

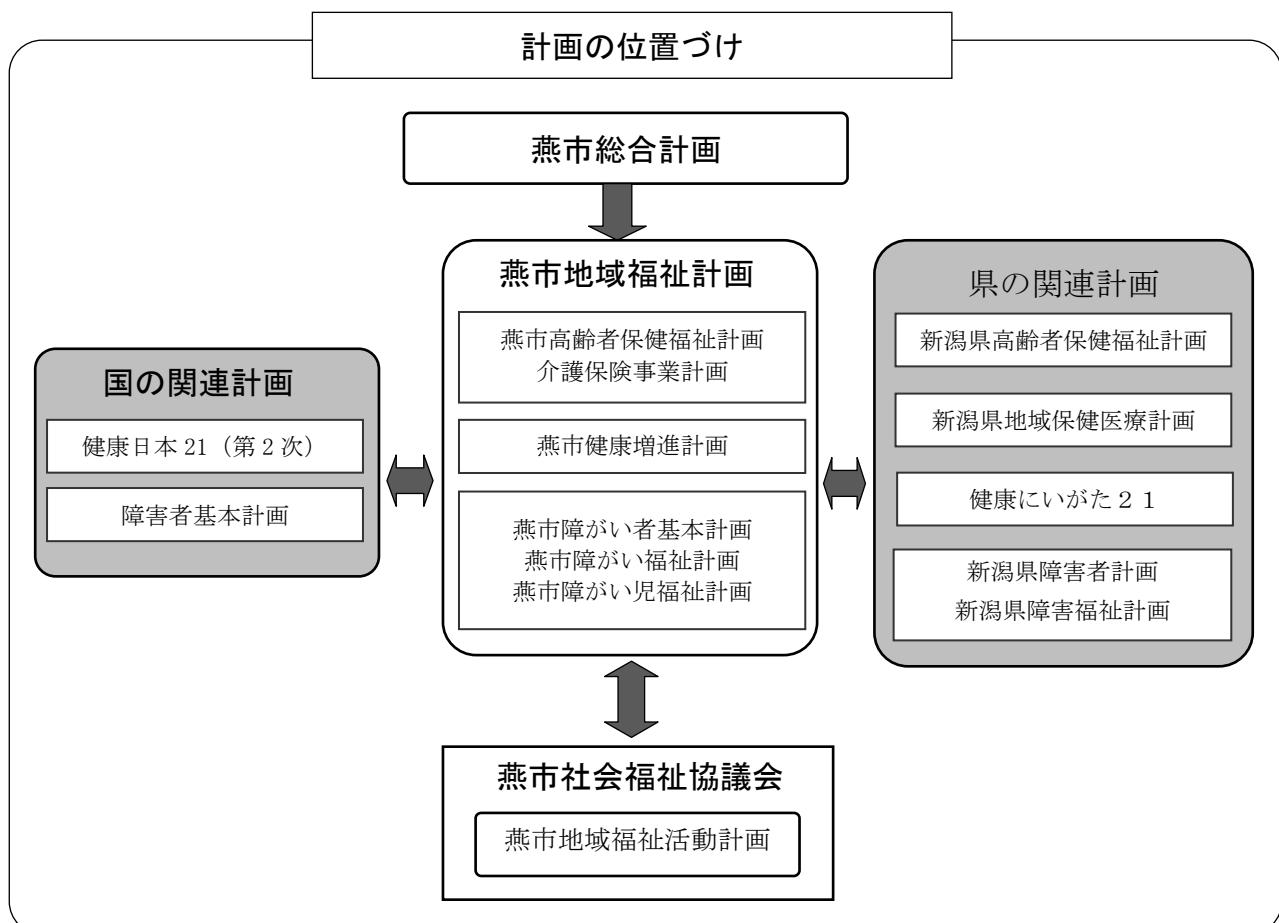
燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画は、「燕市総合計画」の下、高齢者に対する保健福祉分野に関する燕市の指針をとりまとめるものです。

また、燕市地域福祉計画並びに関連計画として燕市健康増進計画などの保健関連計画、燕市障がい者基本計画などの福祉関連計画等との整合性を図っています。

『高齢者保健福祉計画』は、老人福祉法第20条の8に基づき策定しています。

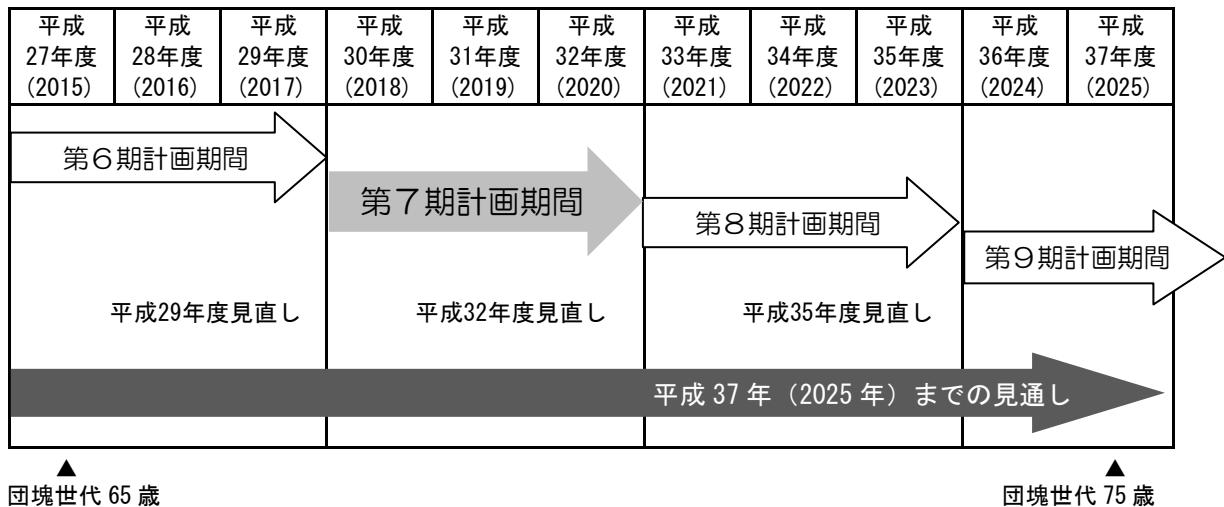
『介護保険事業計画』は、介護保険法第117条第1項に基づいた計画であり、高齢者保健福祉計画の一部として位置づけられ、両計画は一体的に策定されています。

本計画では保険者機能の強化等による高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止に向けた取り組みの推進に係る事項を庁内全体で検討することが重要であるため、関連各課の事業・施策・計画の中で課題解決に向け相互に連携し、問題意識を共有し計画策定を進めました。



### 3 計画期間

計画期間は、平成30年度から、平成32年度までの3年計画とします。



#### 4 第7期に向けた介護保険制度の改正点

国は、介護保険制度の改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供されるようにすることとしています。

#### ◆ 地域包括ケアシステム等の深化・推進等

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
  - 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
  - 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
  - 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

## ◆ 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

---

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル<sup>(※)</sup>」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

## ◆ 介護保険制度の持続可能性の確保

---

- 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

# 5 計画の策定体制

---

## （1）燕市介護保険運営協議会

本計画の策定にあたっては、長寿福祉課が事務を担当し、保健、医療及び福祉の関係者、学識経験者並びに被保険者代表の15名で構成する燕市介護保険運営協議会において、現状の確認など、審議・検討を通してまとめ、県との調整を行いました。

## （2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所参入意向調査

被保険者の市民を中心に、高齢者保健福祉サービス、介護保険サービスに関する利用意向や希望するサービスを把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施し、市民の要望・意見を収集するとともに市内介護事業所等に対して将来的な参入意向調査を実施しました。

## （3）パブリックコメント<sup>(※)</sup>

本計画案について、市民から幅広い意見を聴取するために平成30年1月10日（水）から1月24日（水）まで、パブリックコメントを実施しました。

---

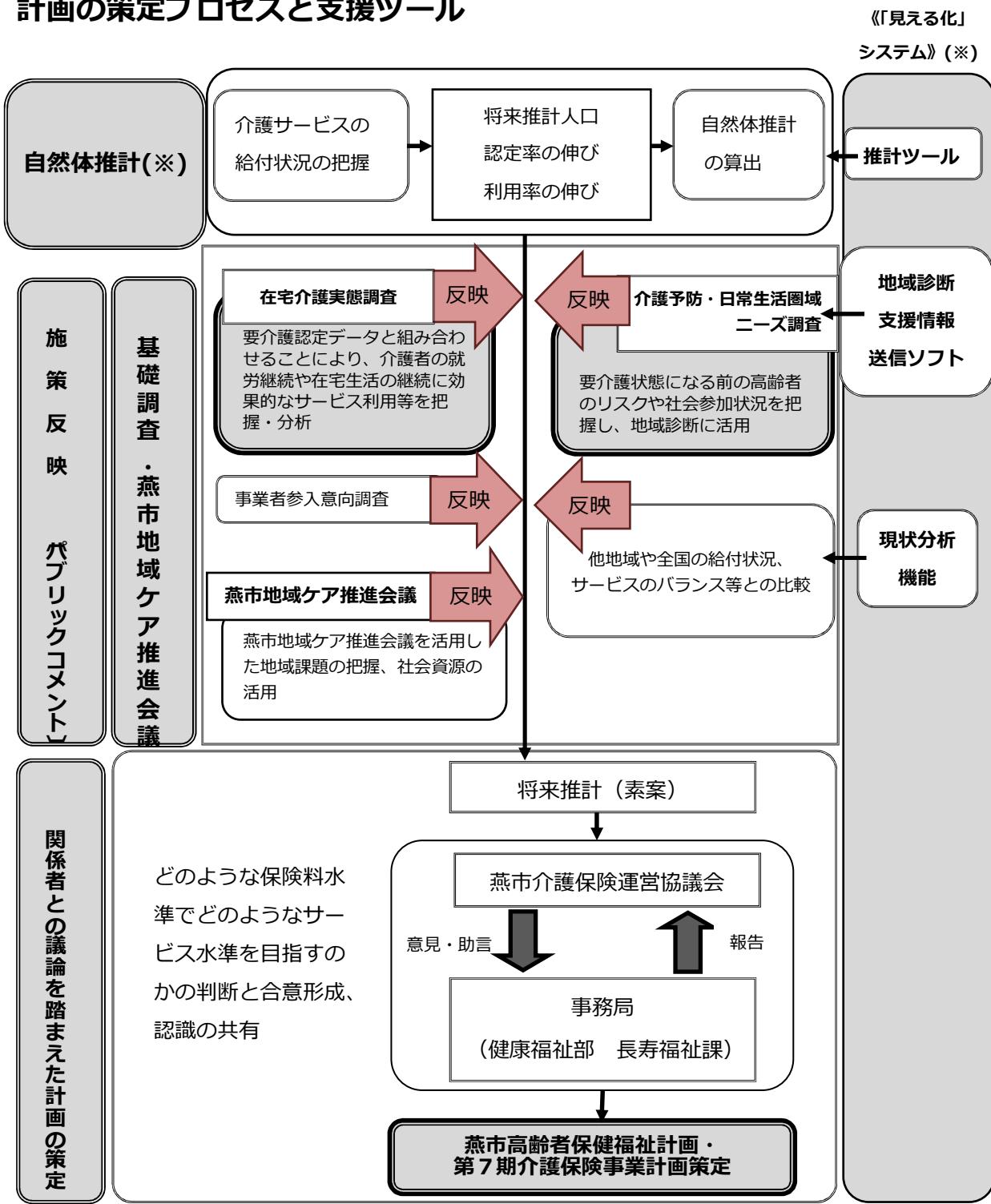
※ターミナル

人生の終末期で、余命がわずかな状態のことです。

※パブリックコメント

行政が政策、制度等を決定する際に、市民などに意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことです。

## 計画の策定プロセスと支援ツール



※自然体推計

自然体推計の計算過程を確認、把握可能とすることを目的とし、全国値を用いてシステム上の推計を再現したファイルで、適切な将来推計作業を支援したものです。

※「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。